

乳児健康診査実施要領

平成30年4月1日制定

令和6年3月12日改正

第1条 目的

この要領は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により、身体の発育途上にある乳児に対して、行う健康診査（以下「乳児健康診査」という。）に要する費用を負担し、心身の発育・発達状態の確認と育児環境を把握することにより、適切な指導を行うとともに、乳児の保健の向上を図ることを目的とする

第2条 実施主体

事業の実施主体は、八千代市（以下「市」という。）とする

第3条 健康診査の種類

乳児健康診査

第4条 健康診査の実施

1 実施機関

市が委託している医療機関（以下「委託医療機関」という。）で行うものとする

2 実施対象者

- (1) 市に住所を有する生後3～6か月、及び生後9～11か月の乳児
- (2) 市が発行する医療機関委託乳児健康診査受診票（以下「受診票」という。）の交付を受けているもの

3 健康診査の内容

委託医療機関は前項の対象者に次のとおり乳児健康診査を行うものとする

- (1) 受診票を持参した者に、市の乳児健康診査を行う
- (2) 本制度による乳児健康診査は、一人につき2回以内とする
- (3) 受診票の乳児健康診査結果記入欄に結果を記入する
- (4) 前項対象者の保護者に乳児健康診査の結果を説明し、必要に応じて指導を行う
- (5) 受診票の控え用を前項対象者の保護者に渡す

4 乳児健康診査の項目

- (1) 体重・身長・頭囲の計測
- (2) 問診（栄養法，養育不安）
- (3) 診察（栄養状態・精神及び運動発達）

第5条 費用の請求及び支払い

1 委託医療機関が，本制度による妊婦健康診査を行った場合の請求は，公益財団法人ちば県民保健予防財団（以下「予防財団」という。）を通して，医療機関委託乳児健康診査料請求書（以下，「請求書」という。）を八千代市長に提出し請求するものとする

2 八千代市長は，予防財団から請求書を受理したときは，予防財団を通して，委託医療機関に費用を支払うものとする

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日決裁）

この要領は，令和6年4月1日から施行する。